

令和6年11月22日

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省】

【概要書】

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

<<報告書の概要>>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）第23条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書を、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

（1）国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和5年度の業務報告書

令和5年度の業務内容として、体制・関係規程等を整備した上で、基金を造成し、事業の効果的な運用のため、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等と協議を行い、着実に業務を実施した。

（2）報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

令和5年度の業務について、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、透明性・公正性に十分留意しながら着実に業務を実施し、適正であったと認められる旨を意見。

連絡先は省略。